

愛知さわやかケアセンター

(訪問看護・介護予防訪問看護)

重要事項説明書・契約書

指定訪問看護重要事項説明書

1 概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名(業種)事業所 NO	愛知さわやかケアセンター(訪問看護)2361390160
所在地	名古屋市守山区西新 10 番 21 号 藤和瓢箪山コープ 101 号
電話番号	052-792-8021
FAX番号	052-792-4508
サービスを提供できる地域※	名古屋市(守山区・名東区・千種区・東区・北区) 尾張旭市・春日井市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制 ※実際の看護職員数を入力します

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	看護師	1名		有	1名	
	看護師	1名以上		有	1名以上	
	作業療法士	1名以上		—	1名以上	
合計		1名以上		—	1名以上	—
営業日	月～金曜日(12月30日～1月3日を除く) ※営業日以外の日をご希望の方はご相談ください。					
営業時間	常勤9:00～18:00 ※ただし、電話等により24時間の連絡体制を整えております。					

(3) サービスの提供時間

通常時間帯	早朝時間帯	夜間時間帯	深夜時間帯
8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～6:00

2 当事業所の訪問看護の特徴等

(1) 運営の方針

お客様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的に、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。

また、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

(2) サービス利用のために

事項	備考
看護師等の変更	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	年4回 研修を実施しています
その他	看護協会主催の研修会参加

3 サービスの内容

- ・ 病状のチェック
- ・ 日常生活の世話・床ずれの予防・処置
- ・ 在宅リハビリテーション ・終末期の看護
- ・ 認知症患者の看護 ・医療生活や介護方法の指導
- ・ カテーテル等の管理 ・医師の指示による医療処置
- ・ 胃ろう管理の指導 ・在宅中心静脈栄養の管理指導

4 利用料金

(1) 利用料

ア 介護・医療保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護・医療保険証の負担割合になります ※介護・医療保険訪問看護等の報酬は別紙「報酬一覧」を参照してください。

イ 介護・医療保険の給付サービスを利用できない場合(自費)は全額自己負担となります

ウ キャンセル料

お客様のご都合によりサービスをキャンセルされる場合、前日までに連絡をお願いします。それ以降のキャンセルは全額請求となります(ただし緊急入院などやむを得ない事由を除きます)

エ 死後の処置料

在宅で亡くなられた場合のケア料金として、別途5,000円頂きます。

(2) 交通費

前頁1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

イ 料金の支払方法

原則として口座振替にてお願いいたします。

振替は翌月の28日とさせていただきます。(ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了 30 日前に文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(ア) お客様が施設等に入所された場合

(イ) お客様が亡くなられた場合

エ その他

(ア)お客様やご家族様などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(イ)ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができなと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

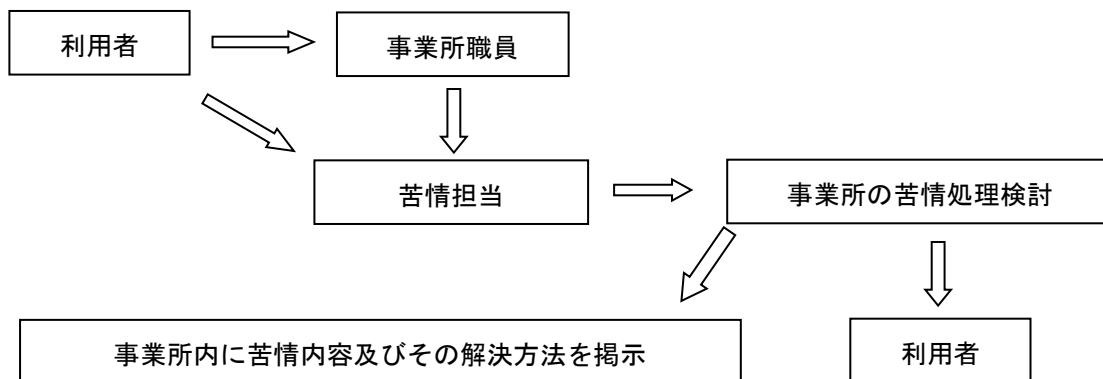
担当者 水野 恵理

電話 052-792-8021 FAX 052-792-4508

受付日 前項1の(2)営業日

受付時間 9時～18時

(2) 苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 名古屋市健康福祉局 介護保険課 052-972-3087

イ 守山区役所介護福祉課 052-796-4557

ウ 国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 052-971-4165

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中及び夜間に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族様、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族様、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

提携先損害保険会社は三井住友海上火災保険株式会社となっています

9 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族様の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族様の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族様の個人情報を用います。

10 (社会情勢及び天災)

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当事業所の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

11 (虐待の防止のための措置)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実地する事。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実地するための担当者を置くこと。
- (5) 虐待を発見した際は報告義務を設けることとする。

12 (身体拘束の適正化の推進)

事業所は身体拘束の適正化を図るため、各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること
- (2) 事業所に身体拘束の適正化におけるための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的に(年1回以上)実地する事。
- (4) 措置を適切に実地するための担当者を置くこと。

- (5) 利用者、他の方の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等に行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

13 (業務継続計画)

天災による災害時や感染症の発生時でも事業継続に努めます。

- (1) 災害時、感染症発生時を想定した事業継続していく為の計画を立て、年に1度以上の研修・訓練を行い、災害時・感染症発生時の為の計画を常に煮詰めていきます。
- (2) 措置を適切に実地するための担当者を置きます。
- (3) 感染症は危害を最小限にして行く為に感染防護服等着用や換気、ゴミ出し等の方法を徹底し、びまん防止の為の指針の整備を行います。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業所所在地 名古屋市守山区西新 10 番 21 号
藤和瓢箪山コープ 1F 101 号
名 称 愛知さわやかケアセンター

説明者氏名 _____

個人情報利用同意書

私(及び私の家族)の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 訪問看護ステーションにおける利用目的

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

- 訪問看護ステーション内での利用
 - ・ ご利用者に提供する的是訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談等)
 - ・ 医療保険・介護保険の請求等の事務
 - ・ 会計・経理等の事務
 - ・ 事故等の報告・連絡・相談
 - ・ ご利用者の看護サービスの質向上(ケア会議、研修等)
 - ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務
- 他の事業所等への情報提供
 - ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます)、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 家族等介護者への心身の状況説明
 - ・ 医療保険・介護保険事務の委託
 - ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- その他上記以外の利用目的
 - ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
 - ・ 学会等での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)
 - ・ 生命、身体 の保護のため必要な場合(災害時において、安否確認情報を行政に提供する場合)

2. 利用する期間

令和 年 月 日 から 契約終了日から5年間

訪問看護報酬・加算同意書

介護保険

<input checked="" type="checkbox"/>	日付	報酬・加算
<input type="checkbox"/>	/	訪問看護ステーションの報酬
<input type="checkbox"/>	/	早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時）
<input type="checkbox"/>	/	深夜加算（22時～6時）
<input type="checkbox"/>	/	複数名訪問加算
<input type="checkbox"/>	/	長時間訪問看護加算（90分を超えて訪問看護を行う場合）
<input type="checkbox"/>	/	緊急時（介護予防）訪問看護加算（1月につき）
<input type="checkbox"/>	/	特別管理加算（1月につき）
<input type="checkbox"/>	/	専門管理加算
<input type="checkbox"/>	/	初回加算初回または2か月以上空いた時
<input type="checkbox"/>	/	退院時共同指導加算
<input type="checkbox"/>	/	ターミナルケア加算
<input type="checkbox"/>	/	遠隔死亡診断補助加算
<input type="checkbox"/>	/	サービス提供体制強化加算
<input type="checkbox"/>	/	看護体制強化加算（1月につき）
<input type="checkbox"/>	/	口腔連携強化加算（1月につき）
<input type="checkbox"/>	/	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の減算

医療保険

<input type="checkbox"/>	/	訪問看護基本療養費
<input type="checkbox"/>	/	緊急訪問看護加算
<input type="checkbox"/>	/	難病等複数回訪問加算
<input type="checkbox"/>	/	長時間訪問看護加算（90分を超えて訪問看護を行う場合）
<input type="checkbox"/>	/	複数名訪問看護加算
<input type="checkbox"/>	/	夜間・早朝訪問看護加算
<input type="checkbox"/>	/	深夜訪問看護加算
<input type="checkbox"/>	/	訪問看護管理療養費
<input type="checkbox"/>	/	24時間対応体制加算（1月につき）
<input type="checkbox"/>	/	退院時共同指導加算（対象者のみ：特別管理指導加算）
<input type="checkbox"/>	/	退院支援指導加算
<input type="checkbox"/>	/	在宅患者連携指導加算
<input type="checkbox"/>	/	在宅患者緊急等カンファレンス加算
<input type="checkbox"/>	/	特別管理加算（1月につき）
<input type="checkbox"/>	/	看護・介護職員連携強化加算
<input type="checkbox"/>	/	専門管理加算
<input type="checkbox"/>	/	訪問看護医療DX情報活用加算
<input type="checkbox"/>	/	訪問看護情報提供療養費
<input type="checkbox"/>	/	訪問看護ターミナルケア療養費
<input type="checkbox"/>	/	訪問看護ベースアップ評価料

●医療保険 訪問看護療養費(精神以外)

1 訪問看護基本療養費(Ⅰ)

イ保健師、助産師、看護師

(1)週3日まで 5,550円 (2)週4日目以降 6,550円

ロ准看護師

(1)週3日まで 5,050円 (2)週4日目以降 6,050円

ハ緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし) 12,850円
ニ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 5,550円

2 訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者で同一日2人までの訪問は(Ⅰ)と同じ報酬、3人以上は以下(Ⅲ)と略す)

イ保健師、助産師、看護師 (同3)

(1)週3日まで 2,780円 (2)週4日目以降 3,280円

ロ准看護師 (同3)

(1)週3日まで 2,530円 (2)週4日目以降 3,030円

ハ緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし) 12,850円
ニ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 (同3) 2,780円

3 訪問看護基本療養費(Ⅲ) (外泊中の訪問看護) 8,500円

○特別地域訪問看護加算 基本療養費の50/100

○緊急訪問看護加算 イ 2,650円 ロ 2,000円

○難病等複数回訪問加算 2回: 4,500円、(同3) 4,000円
3回以上: 8,000円、(同3) 7,200円

○長時間訪問看護加算: 5,200円 (週1日: 特別管理加算・特別指示/週3日: 15歳未満であって、(難) 超重症児又は別表第八の対象)

○乳幼児加算(6歳未満) 1,300円/1,800円(厚生労働大臣が定める)

○複数名訪問看護加算(1人以上の看護職員との同行)

看護師等(週1日): 4,500円、(同3) 4,000円

准看護師(週1日): 3,800円、(同3) 3,400円

その他職員(週3日迄、別表第7,8,特別指示の対象週4日以上可)
1日1回: 3,000円、(同3) 2,700円

2回: 6,000円、(同3) 5,400円

3回以上: 10,000円、(同3) 9,000円

○夜間・早朝訪問看護加算 2,100円

○深夜訪問看護加算 4,200円

+

○月の初日

イ機能強化型訪問看護管理療養費1 13,230円

ロ機能強化型訪問看護管理療養費2 10,030円

ハ機能強化型訪問看護管理療養費3 8,700円

ニ訪問看護管理療養費(イロハ以外) 7,670円

○月の2日目で以降(1日につき)

イ訪問看護管理療養費1 3,000円

ロ訪問看護管理療養費2 2,500円

○24時間対応体制加算(月1回)

イ24時間対応体制の負担軽減の取組を行っている場合-6,800円

ロイ以外の場合 6,520円

○退院時共同指導加算(1回、がん末期等は2回) 8,000円

○特別管理指導加算(特別管理加算の対象のみ) 2,000円

○退院支援指導加算(退院日) 6,000円 又 8,400円(長時間)

○在宅患者連携指導加算(月1回) 3,000円

○在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回) 2,000円

○特別管理加算(月1回) 5,000円 又 2,500円

○看護・介護職員連携強化加算(特定業務) 2,500円

○専門管理加算(月1回) 2,500円

○訪問看護医療DX情報活用加算(月1回) 50円

+

訪問看護情報提供療養費(月1回) 1,2(要件あり), 3 1,500円

+

訪問看護ターミナルケア療養費1 25,000円

同上2(介護老人福祉施設等で看取り介護加算等算定) 10,000円

○遠隔死亡診断補助加算 1,500円

+

ベースアップ評価料(Ⅰ) 780円

ベースアップ評価料(Ⅱ) 10円

ベースアップ評価料(Ⅱ) 100円

ベースアップ評価料(Ⅱ) 150円

ベースアップ評価料(Ⅱ) 500円

●介護保険 訪問看護費・介護予防訪問看護費

イ訪問看護ステーションの報酬

(介護) (介護予防)

(1)20分未満 314単位 303単位

(2)30分未満 471単位 451単位

(3)30分以上1時間未満 823単位 794単位

(4)1時間以上1時間30分未満 1,128単位 1,090単位

(5)理学療法士等(1回20分以上) 294単位 284単位

(5)について

※1日2回を超えた場合は1回90/100の算定 ※週6回まで

※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合(※)は8単位減算

(※理学療法士等訪問回数が看護職員を超える又、特定の加算算定ない場合)

※介護予防の場合

・1日2回を超えた場合は1回50/100の算定

・厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合(※)は8単位減算

・12月を超えて行う場合1回5単位又は15単位(※)減算

○准看護師の場合は 所定額の90/100

○事業所と同一敷地内建物等の利用者及びそれ以外の同一建物の20人以上利用者への訪問看護: 所定額の90/100

同一敷地内建物等における50人以上利用者: 85/100

○高齢者虐待防止措置未実施減算: 所定額の1/100減算

○業務継続計画未策定減算: 所定額の1/100減算

○ハ定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携型訪問看護

(月1回) 2,961単位

(ハ)についての加算

○要介護5の利用者の場合は800単位の加算(月1回)

○准看護師訪問が1回でもあれば所定額の98/100を算定

○特別指示等医療保険の訪問看護期間は97単位/日の減算

○要介護5の変更、短期入所利用等は日割り計算

○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(月1回) 50単位

○サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(月1回) 25単位

+

○夜間・早朝加算 単位数の25%

○深夜加算 単位数の50%

○複数名訪問加算(Ⅰ) イ 30分未満 254単位

ロ 30分以上 402単位

○複数名訪問加算(Ⅱ) イ 30分未満 201単位

ロ 30分以上 317単位

(看護補助者との同時訪問)

○長時間訪問看護加算 300単位

○特別地域訪問看護加算 単位数の15%

○中山間地域等にある小規模事業所の加算 単位数の10%

○中山間地域等への訪問看護提供加算 単位数の5%

○緊急時(介護予防)訪問看護加算(月1回)

(Ⅰ)600単位 (Ⅱ)574単位

※緊急訪問は所要時間に応じた単位数を算定(2回目以降は

早朝・夜間・深夜加算の算定可)

○特別管理加算(1月につき) (Ⅰ)500単位、(Ⅱ)250単位

○専門管理加算(1月につき) イ、ロ 250単位

○初回加算(新規利用者)(月1回)

(Ⅰ)350単位(看護師が退院・退所日に初回訪問、(Ⅱ)300単位

又は退院時共同指導加算(1回、特別管理2回) 600単位

○ターミナルケア加算 2,500単位

※訪問回数は医療保険との通算可、介護予防訪問看護費は加算なし

○遠隔死亡診断補助加算 150単位

○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1回につき6単位

○サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1回につき3単位

※イ又はロの場合

○看護体制強化加算(Ⅰ)(月1回) 550単位

○看護体制強化加算(Ⅱ)(月1回) 200単位

○看護体制強化加算(介護予防)(月1回) 100単位

※イ又はロのみ算定可能

○口腔連携強化加算(月1回) 50単位

※1単位11.40円~10円 ※◎は区分支給限度基準額の枠外加算

1) 訪問看護ステーション

●精神科訪問看護療養費

精神科訪問看護基本療養費 (I) 1日につき			
イ保健師、看護師又は作業療法士			
週3日まで			
・30分以上	5,550円	・30分未満	4,250円
週4日目以降			
・30分以上	6,550円	・30分未満	5,100円
ロ准看護師			
週3日まで			
・30分以上	5,050円	・30分未満	3,870円
週4日目以降			
・30分以上	6,050円	・30分未満	4,720円
精神科訪問看護基本療養費 (III) (同一建物居住者で同一日 2人以上の訪問) ※2人までは基本療養費(I)と同じ報酬 3人以上は以下、(同3)と略す)			
イ保健師、看護師又は作業療法士(同3)			
週3日まで			
・30分以上	2,780円	・30分未満	2,130円
週4日目以降			
・30分以上	3,280円	・30分未満	2,550円
ロ准看護師(同3)			
週3日まで			
・30分以上	2,530円	・30分未満	1,940円
週4日目以降			
・30分以上	3,030円	・30分未満	2,360円
精神科訪問看護基本療養費 (IV) 8,500円			
外泊中の訪問看護1回(特別管理加算や厚生労働大臣が定める 疾病等の場合は2回)			
○特別地域訪問看護加算 所定額の50/100			
○精神科緊急訪問看護加算:1日にイ2,650円、ロ2,000円			
○長時間精神科訪問看護加算 1日に5,200円			
週1日算定:特別管理加算の対象者・巡回指示期間にある者			
週3日算定:15歳未満であって、(準)超重症児又は別表第八の対象			
○複数名精神科訪問看護加算 (30分未満を除く)			
イ保健師・看護師と他の保健師・看護師・作業療法士 (3日/週又は回数制限なし)			
(1) 1日に1回:	4,500円、	(同3)	4,000円
(2) 1日に2回:	9,000円、	(同3)	8,100円
(3) 1日に3回以上:	14,500円、	(同3)	13,000円
ロ同上と准看護師(3日/週又は回数制限なし)			
(1) 1日に1回:	3,800円、	(同3)	3,400円
(2) 1日に2回:	7,600円、	(同3)	6,800円
(3) 1日に3回以上:	12,400円、	(同3)	11,200円
ハ同上と看護補助者又は精神保健福祉士(週1日)			
	3,000円、	(同3)	2,700円
○夜間・早朝訪問看護加算 2,100円			
○深夜訪問看護加算 4,200円			
○精神科複数回訪問加算			
2回/日:	4,500円、	(同3)	4,000円
3回以上/日:	8,000円、	(同3)	7,200円

+

精神科重症患者支援管理連携加算	イ:	8,400円/月
同上	ロ:	5,800円/月
※訪問看護管理療養費と加算は精神科以外と同様		

+

訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナルケア療養費	
○遠隔死亡診断補助加算	1,500円

+

ベースアップ評価料(I)(II)	※精神科以外と同様
※服薬中断等による急性増悪等により頻回の訪問看護が必要な場合 精神科特別訪問看護指示書の交付(月1回、1回につき14日まで)	

2) 病院・診療所

●精神科訪問看護・指導料

精神科訪問看護・指導料 (I) 1日につき			
イ保健師、看護師又はハ作業療法士、ニ精神保健福祉士			
週3日まで			
・30分以上	580点	・30分未満	445点
週4日目以降			
・30分以上	680点	・30分未満	530点
ロ准看護師			
週3日まで			
・30分以上	530点	・30分未満	405点
週4日目以降			
・30分以上	630点	・30分未満	490点
精神科訪問看護・指導料 (III)			
(同一建物居住者で同一日2人以上の訪問)			
※2人までは精神科訪問看護・指導料(I)と同じ点数 3人以上は以下、(同3)と略す)			
イ保健師、看護師又はハ作業療法士、ニ精神保健福祉士			
週3日まで(同3)			
・30分以上	293点	・30分未満	225点
週4日目以降			
・30分以上	343点	・30分未満	268点
ロ准看護師(同3)			
週3日まで			
・30分以上	268点	・30分未満	205点
週4日目以降			
・30分以上	318点	・30分未満	248点

+

○特別地域訪問看護加算	所定額の50/100
○精神科緊急訪問看護加算(1日につき)	イ265点、ロ200点
○長時間精神科訪問看護・指導加算(1日につき)	520点
週1日算定:	特別管理加算の対象者・巡回指示期間にある者
週3日算定:	15歳未満であって、(準)超重症児又は別表第八の対象
○複数名精神科訪問看護・指導加算 (30分未満を除く)	(3日/週又は回数制限なし)
イ保健師・看護師と他の保健師・看護師・作業療法士	
(1) 1日に1回:	450点 (同3) 400点
(2) 1日に2回:	900点 (同3) 810点
(3) 1日に3回以上:	1,450点 (同3) 1,300点
ロ同上と准看護師(3日/週又は回数制限なし)	
(1) 1日に1回:	380点 (同3) 340点
(2) 1日に2回:	760点 (同3) 680点
(3) 1日に3回以上:	1,240点 (同3) 1,120点
ハ同上と看護補助者(1日/週)	300点 (同3) 270点
○夜間・早朝訪問看護加算	210点
○深夜訪問看護加算	420点
○精神科複数回訪問加算	
2回/日:	450点 (同3) 400点
3回以上/日:	800点 (同3) 720点
○看護・介護職員連携強化加算(特定業務)	250点

- 精神科退院前訪問指導料(入院中の患者又は家族に対して訪問指導を入院中3回、6か月以上の入院が見込まれる患者には入院中に6回算定可、退院日に算定) 380点
看護師、精神保健福祉士等が共同して訪問指導した場合(単一の職種の数名は対象としない)の加算 320点
- 訪問看護医療DX情報活用加算(月1回) 5点

指 定 訪 問 看 護 契 約 書

利用者_____様(以下「甲」という。)と事業者 愛知さわやかケアセンター(以下「乙」という。)
とは、甲が乙に対して行う訪問看護・介護予防訪問看護(以下「訪問看護サービス」という。)の利用に関して次のとおり契約を結びます。

(目的)

第1条 乙は、健康保険・介護保険に関する法令の趣旨及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

2 乙は、訪問看護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

(契約期間)

第2条 この契約書の契約期間は、_____年__月__日から甲の終了意思表示されるまでの期間とします。ただし、第17条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

(運営規程の概要)

第3条 乙の運営規程の概要(運営の方針、職員の体制、訪問看護サービスの内容等)、従業者の勤務の体制等は、前書重要事項説明書に記載したとおりです。

(訪問看護計画の作成・変更)

第4条 乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。

2 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成し、健康保険利用者においては、主治医の指示に沿って作成します。

4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。

(1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合

(2) 甲が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6 乙は、訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

7 訪問看護サービスの内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する訪問看護サービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(主治医との関係)

第5条 乙は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

2 乙は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

(担当の訪問看護師)

第6条 乙は、甲のため、担当の訪問看護師を定め、甲に対して訪問看護サービスを提供します。

2 乙は、担当の訪問看護師を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行います。

3 甲は、乙に対し、いつでも担当の訪問看護師の変更を申し出ることができます。

4 乙は、前項の申出があった場合、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うように担当の訪問看護師を変更します。

(訪問看護サービスの内容及びその提供)

第7条 乙は、担当の訪問看護師を派遣し、契約書重要事項説明書に記載した内容の訪問看護サービスを提供します。

2 乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に沿って行い、甲の確認を受けることとします。

3 乙は、甲の訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

4 甲及びその後見人(後見人がいない場合は甲の家族)は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第8条 乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第9条 甲は、乙が甲のため訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第10条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問看護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第11条 乙は、現に訪問看護サービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第12条 乙が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙報酬一覧に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する訪問看護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
- 5 乙は、甲が訪問看護サービスの利用をキャンセルする場合、前日までに連絡ない場合は全額の支払いを求めることができます。
- 6 乙は、訪問看護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 7 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

第13条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

(秘密保持)

第14条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

第15条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第17条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

2 甲が第15条により契約を解除したとき。

3 乙が第13条又は第16条により契約を解除したとき。

4 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。

5 甲が死亡したとき。

6 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖したとき。

7 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退したとき。

(損害賠償)

第18条 乙は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(社会情勢及び天災)

第19条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。

2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当事業所の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

(利用者代理人)

第20条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第21条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、健康保険・介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

- 重要事項説明書の説明を聞き、理解・同意しました
- 個人情報同意書の説明を聞き、理解・同意しました
- 加算説明書の説明を聞き、理解・同意しました
- 契約書の説明を聞き理解しサービスの提供開始に同意しました

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名して1通ずつを保有します。

契約締結日 年 月 日

利用者 甲 住所
 氏名

家族代表者 住所
 氏名

署名代行者 住所
 氏名

代筆理由：

事業者 乙 住 所 〒463-0055
 名古屋市守山区西新 10 番 21号藤和瓢箪山コープ1F 101
号法 人 株式会社 愛知さわやかケアセンター

事業所名 愛知さわやかケアセンター
代表者名 代表取締役 水野 恵理

事業所番号 2361390160